4       3       国内法令の遵守       マ証売院院院外       マロニ         1       電証免院の院外       四三       1       電証免院の院外       マロニ         1       電証免院の院外       四三       1       電正免院の院外       マロニ         1       電正免院の除外       四三       1       電子渡航許可の取得       マロニ         1       電子渡航許可の取得       四三       1       電子渡航許可の取得       四三         3       旅行代理店等での取得       四三       四三       四三         3       旅行代理店等での取得       四三       四三       四三         1       電子渡航許可の取得       四三       四三       四三         1       電子渡航部可の取得       四三       四三       四三         1       電子渡航市町       四三       四三       四三         1       国内       四三       四三       四三         1       国内       日       小       四三         1       国内       四       四       四         1       国内       日       四       四         1 </th
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
■ 「 個 口 上 書 … 二 二 一 日 次 査 証 免除の除 外 … 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
ストラリア側口上書
- 在 - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
在の拒否 一 一 一 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 日 一 日 一 一 日 一 一 日 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 一 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
遵守 守 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子
遵守 一 平成 十 一年 一月 十 一日 平成 十 一年 一月 十 一日 一日 一日 一日 一日
除外 平成 十一年 一月 十一日 平成 十一年 一月 十一日 一日
平成 平成 十二年 十二月 十二日 二日 (
平成 十二年 一月 十一日 平成 十二年 一月 十一日 (
次 平成 + 年 - 月 + 日 -
+ + + + + + + + - 月 - 日 - - - - - - - - - - - - - - - -

, .

四

+	
4	
オース	
7	
ヘトラリアとの一	
r.	
£.	
5	
<u> </u>	
1]	
/	
7	
!	
_ر	
<u>ب</u>	
$\mathcal{D}$	
~ /	
-	
立て	
чп	
本	
в.	
Ē₽,	
m.	
Æ.	
24	
砼	
121	
N5	
<u>``</u>	
7 F	
<u></u>	
顝	
121	
丢	
꺘	
1 K	
₽₹	
部査証免除及び簡素化取極	
板	
120	

8	7	6	
終了又は停止の通告	就労許可申請	国内法令等の遵守	オーストラリアとの一部査証免除及び簡素化取極
四五.	四五	四五	四 二

Tokyo, November 2, 1998.	千九百九十八年十一月二日に東京で	
6. The Government of Japan, if it terminates the forgoing measures, will give thirty days' written notice to the Government of Australia.	6 日本国政府は、前記の諸措置を終了する場合は、オーストラリア政府に対し三十日前に文書による予告	告 終 了 の 通
5. The Government of Japan reserves the right to refuse entry into or stay in Japan to Australian nationals whom it considers undesirable.	権利を留保する。 ・ 権利を留保する。	否滞入 在国 の 拒に
4. The Government of Japan reserves the right to temporarily suspend the application of all or any part of the foregoing measures for reasons of public policy including those relating to public security, order and health. Any such suspension or the lifting of the suspension will be notified immediately to the Government of Australia through the diplomatic channel.	1天トラリア政府に通告される。 このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにオ時間に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにオ4、日本国映府は、公安、秩序、衛生等の公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一	上 適用 ての た 停
3. The waiver of the visa requirements under paragraph 1 does not exempt the Australian nationals entering Japan from the laws and regulations of Japan concerning the entry, stay, residence, exit and other control over aliens.	国、襧在「住居、出国及びその他の外国人の管理に関する日本国の法令の適用を免除するものではない。3 1の規定に基づく査証の要件の免除は、日本国に入国するオーストラリアの国民に対し、外国人の入	の 国 内 法 令
2. The waiver of the visa requirements under paragraph 1 will not apply to Australian nationals who desire to enter Japan with the intention of seeking employment or of exercising a profession or other occupation (including public entertainment and sport for remunerative purposes).	望するものには適用しない。 望するものには適用しない。 1の査証の要件の免除は、オーストラリアの国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業(報	の 査 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
1. Australian nationals holding valid passports issued by the competent authorities of Australia and seeking entry into Japan with the intention of staying there for a period not exceeding ninety consecutive days may enter Japan without obtaining Visas.	ることなく、日本国に入国することができる。 1 本ーストラリアの権限ある当局が発給した有効な旅券を所持するオーストラリアの権限ある当局が発給した有効な旅券を所持するオーストラリアの国民であって、継続	査 証 免 除
The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Australian Embassy and has the honour to inform the latter that the Government of Japan, with a view to facilitating travel as well as cultural and commercial relations between Japan and Australia, is prepared to take the following measures from December 1, 1998 concerning the waiving of visas for nationals of Australia wishing to enter Japan:	ることを同大使館に通報する光栄を有する。 ーストラリアの国民に対する査証の免除に関し、千九百九十八年十二月一日から次の措置をとる用意を有すラリアとの間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国に入国することを希望するオ日本国外務省は、在本邦オーストラリア大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が日本国とオースト	上日書本側
NO.62/CF Note verbale	No. 62/ <b>分</b>	
Translation	(日本国外務省から在本邦オーストラリア大使館あての口上書)	

オーダトラリアとの一部査証免除及び簡素化取極

四三

(語の)       No. 211/98       No. 211/98       No. 211/98         No. 211/98       n=1       No. 211/98       No. 211/98         (1)       ************************************		(在本第オーストラリア大使館から日本国外務省あての口上書)オーストラリアとの一部査証免除及び簡素化取極
<ul> <li>No.213/98</li> <li>□上書</li> <li>□上書</li> <li>□日本側口上書</li> <li>□日本間の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の簡用目的でオーストラリアに使能は、日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の簡用目的でオーストラリアに使能し、八国し及び滞在する都度三箇月の期間滞在するための次の措置がとられていることを日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の簡用目的でオーストラリアに使能したいいる活動を行う意図を有しないものは、電子確解許可を取得できる。</li> <li>3 日本の御勿な旅券を所持する日本国の国民に、当該旅券に査証の表示を有することができる。</li> <li>3 日本の有効な旅券を所持する日本国の国民に、電子確解許可を取得できる。</li> <li>3 日本の有効な旅券を所持する日本国の国民に、電子確解許可を取得できる。</li> </ul>		, -
<ul> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本側口上書)</li> <li>(日本川オーストラリア大使館は、日本国を訪問するオーストラリアの国民に対する査証の免除を通じて、 旅行並びに文化及び通商に開する関係を促進するための日本国政府の諸措置を歓迎することを目本国外務省 に通報する光栄を有する。</li> <li>(日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入 国する意図を有し、戦戦、正規の修学又はその他のオーストラリアで禁じられている活動を行う意図を有 しないものは、電子運動許可を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入 国する意図を有し、戦戦、正規の修学又はその他のオーストラリアで禁じられている活動を行う意図を有 しないものは、電子運動許可を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入 国本国の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子運動許可を受りアに入 しないものは、電子運動許可を所持する日本国の国民は、当該旅券に査証の表示を有すること なく、オーストラリアに運動し及び滞在する都度三箇月の期間滞在することができる。</li> <li>3 日本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子運動許可をその制度に参加する旅行代理店、航空会 私その他の定められたサービス供給者を通じて取得することができる。</li> </ul>		
(日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本側口上書) (日本創口」) (日本創口」) (日本】) (日本創口」) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本創一) (日本】) (日本創一) (日本】) (日本】) (日本創一) (日本】	上リ   書アス 側 ト	その同省口上書に言及する光栄を有する。 香本邦オーストラリア大使館は、日本国外務省に敬意を表するとともに、
<ul> <li>在本邦オーストラリア大使館は、日本国を訪問するオーストラリアの国民に対する査証の免除を通じて、旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するための日本国政府の諸措置を歓迎することを日本国外務省に通報する光栄を有する。</li> <li>1 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入国する意図を有する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入しないものは、電子遊航許可を取得できる。</li> <li>2 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入国する意図を有する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入したことを通じ、日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入したことを通じ、カロレ及び滞在する日本国の国民は、当該旅券に査証の表示を有することなく、オーストラリアに逮航し、入国し及び滞在する日本国の国民は、当該旅券に査証の表示を有することができる。</li> <li>3 日本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅行代理店、航空会なく、オーストラリアに逮航し、入国し及び滞在する都度三箇月の期間滞在することができる。</li> <li>3 日本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅行代理店、航空会なく、オーストラリアに逮航し、入国し及び滞在する日本国の国民は、当該旅券に査証の表示を有することができる。</li> </ul>		(日本側口上書)
在本邦オーストラリア大使館は、千九百九十六年十一月二十七日に日本国において電子渡航許可制度(エレクトロニック・トラベル・オーソリティ・システム)を導入したことを通じ、日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入国する意図を有し、就職、正規の修学又はその他のオーストラリアで禁じられている活動を行う意図を有しないものは、電子流航許可を取得できる。     日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅券に査証の表示を有することなく、オーストラリアに渡航し、入回し及び滞在する都度三箇月の期間滞在することができる。     本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅行代理店、航空会 なく、オーストラリアに渡航し、入回し及び滞在する都度三箇月の期間滞在することができる。     本本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅行代理店、航空会 なく、オーストラリアに渡航し、入回し及び滞在する都度三箇月の期間滞在することができる。     本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅行代理店、航空会 なく、オーストラリアに渡航し、入回し及び滞在する都度三箇月の期間滞在することができる。     なく、オーストラリアに渡航部である。     なく、オーストラリアに渡航部でを通じて取得することができる。     なく、オーストラリアに渡航部であり、電子渡航許可を通知の国民に参加する旅券に査証の表示を有することができる。     なく、オーストラリアに渡航部の国民に、電子渡航許可を行う意図を有し、低端部の市場であっ。     なく、オーストラリアに渡航部の市場であり、電子渡航許可を取得できる。     なく、オーストラリアに渡航部の市場でする日本国の国民であって、観光文は短期の商用目的でオーストラリアに入     しないものは、低子流航許可を取得できる。     ないものは、低子流航許可を取得できる。     ないものに、新潟を新潟を行ける日本国の国民に、電子渡航許可を取得できる。     なく、オーストラリアに、大国の国民の市場であって、観光文は、単本国の国内の市場の市場の次の法できる。     なく、オーストラリアに決定部に、1000000000000000000000000000000000000		通報する光栄を有する。 行並びに文化及び通商に関する関係を促進するための日本国政府の諸措置を歓迎することを日本国外務省
<ul> <li>4. そ相尾することを希望する。</li> <li>4. 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入し、</li> <li>4. 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入し、</li> <li>4. 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入し、</li> <li>4. 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入し、</li> <li>4. 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入し、</li> <li>4. 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、観光又は短期の商用目的でオーストラリアに入し、</li> </ul>		·オーストラリアを訪問する意図を有する日本国の国民の旅行を促進するための次の措置がとられているこクトロニック・トラベル・オーソリティ・システム)を導入したことを通じ、日本国の有効な旅券を所持在本邦オーストラリア大使館は、千九百九十六年十一月二十七日に日本国において電子渡航許可制度(エ
社その他の定められたサービス供給者を通じて取得することができる。 社その他の定められたサービス供給者を通じて取得する日本国の国民は、当該旅券に査証の表示を有すること 2.		しないものは、電子遮鏡許国する意図を有し、就職、日本国の有効な旅券を所
社その他の定められたサービス供給者を通じて取得することができる。 日本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅行代理店、航空会 3・		なく、オーストラリアに資航し、入国し及び滞在する都度三箇月の期日本国の有効な旅券及び電子渡航許可を所持する日本国の国民は、
		社その他の定められたサービス供給者を通じて取得することができる。母本の有効な旅券を所持する日本国の国民は、電子渡航許可をその制度に参加する旅行代理店、

			告 停 終 了 又 は	<b>申就</b> 請労 町	<b>等</b> の 送 令	<b>商</b> 用 目 的	て ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	睍と目的
オーストラリアとの一部査証免除及び簡素化取極	千九百九十八年十一月二日に東京で	<b>表する。</b> 変する。	終了し又は停止する意図を有する場合は、日本国政府に対し三十日前に予告を与える。8 オーストラリア政府は、日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民による電子渡航許可制度の利用を	電子渡航許可を取得することはできず、オーストラリア大使館に申請しなければならない。要件を満たすことができないもの、又はオーストラリアに就労のために入国することを希望するものは、7 日本国の有効な旅券を所持する日本国の国民であって、オーストラリアの出入国に係る法律、管理及び	ストラリアの出入国に係る法律、管理及び要件に従う。6 日本国の有効な旅券を所持し、電子渡航許可を持ってオーストラリアに入国する日本国の国民は、オー	の都度三箇月の期間滞在することができる。5 日本国の有効な旅券及び電子渡航許可を所持する意図を有するものは、当該旅券の有効期間の間に同国へ数次の渡航を行うことができ、かつ、そ5 日本国の有効な旅券及び電子渡航許可を所持する日本国の国民であって、商用目的でオーストラリアを	同国へ教次の渡航を行うことができ、かつ、その都度三箇月の期間滞在する訪問する意図を有するものは、十二箇月の期間又は当該旅券の有効期間のいEオ国の本交久が美友て電子運動計画を月れするEオ国の国長です。て	4 日本国の有効な済券及び電子度抗忤可を折寺する日本国の国民であって、観光目的でオーストラリアを
四五	Tokyo, November 2, 1998.	The Australian Embassy avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.	8. The Government of Australia will give the Government of Japan thirty days notice if the Government of Australia intends to terminate or suspend access to the Electronic Travel Authority System by nationals of Japan who hold valid Japanese passports.	7. Nationals of Japan who hold valid Japanese passports and who are unable to satisfy Australia's immigration laws, controls and requirements or who wish to enter Australia to work may not be able to obtain an Electronic Travel Authority and should apply to the Australian Embassy.	6. Nationals of Japan who hold valid Japanese passports and enter Australia with an Electronic Travel Authority are subject to Australian immigration laws, controls and requirements.	5. Nationals of Japan who hold valid Japanese passports and an Electronic Travel Authority, and who intend to visit Australia for business purposes are able to make multiple journeys to Australia for the full period of validity of their passport and may stay three months each time.	4. Nationals of Japan who hold valid valid subsports and an Electronic Travel Authority, and who intend to visit Australia for tourism, are able to make multiple journeys to Australia for a period of twelve months or the life of their passport, whichever is the shorter period, and may stay three months each time.	Nationale o

(参考)

この取極は、平成十年十二月一日からオーストラリアの国民に対し一部査証を免除すること及び

日本国の国民に対し簡素化することを定めたものである。